

スウェーデンの職業教育制度史研究

——1877年から1955年までの初等技術教育とそれに対する国庫補助金に注目して——

横山 悅生（名古屋大学）、ニクラス・ブロンベリ（元名古屋大学大学院生）

キーワード：初等技術教育/職業学校/徒弟学校/作業場学校/スウェーデン/職業教育財政制度/国庫補助金

はじめに

スウェーデンの初期職業教育・訓練は、一般的には学校型(school-based)とみなされている。後述するように1955年の職業教育改革以降は全日制の学校における職業教育、すなわち学校型が主要な形態であったことは事実である。しかし、19世紀前半以降の長い歴史が物語るのは、現場での徒弟訓練を基礎(workplace-based)とし、それを補完するような座学を夜間コースにおいて学ぶ形態がその主要な形態であったことである。学校型に移行してからも、「現場実習」をかなり重視してきたのが、スウェーデンの初期職業教育・訓練の特徴である。また2011年の高校改革によって「徒弟教育」が高校職業教育の一部に導入され、「徒弟教育」がその発展は緩やかではあるが、着実に推進されてきた。今日の状況を正確に把握するためには、スウェーデンにおける職業教育・訓練の歴史を理解することが不可欠であるように思われる。また、そのためにはスウェーデンの職業教育財政制度の展開についても理解することが重要である。国家がどのような歴史的段階で、何故に初期職業教育・訓練に国庫補助金を出すようになったのか。本稿は国会での議事録、公的な調査報告書などの資料を使用して、職業教育財政の視点から国家による職業教育・訓練政策の展開とその実態を明らかにするための基礎作業を行うことを目的としている。

スウェーデンの「初等技術教育」(den lägre tekniska undervisningen)の歴史は19世紀前半にさかのぼる。産業革命の影響によって労働者への教育が次第に重要な課題となっていました。最初に登場したのは、夜間や日曜日を利用して授業を行う「技術日曜・夜間学校(Tekniska söndags- och aftonskolor)」であった。この学校は母語や算数などを主な教育内容としていたが、1877年からこれに対する国庫補助金制度が導入された。しかし、政府は補助金の引き上げに対して消極的であり、次第に補助金は学校の増加に対応しきれていないとの批判をあびていく。

1918年の職業教育条例(Kungl. Maj:ts nådiga stadga för den kommunala yrkesundervisningen)¹⁾に基づいて、技術日曜・夜間学校に代わって「徒弟学校」(Lärlingsskola)と「職業学校」(Yrkesskola)が登場するとともに、これらの学校に対する国庫補助金と（後に）奨学金制度が導入された。これらの学校は若年労働者を対象とした定時制の学校で、主とし

て理論的な教授を行った。また、1921年に若年層の失業問題の解決策としての「作業場学校」(Verkstadsskola)が創設された。この学校は全日制の学校で理論的な教授と実習の両方を行い、徒弟学校や職業学校とは性格を異にした学校であった。その後、これらの学校に対する国庫補助金と奨学金制度は社会的経済的な状況に対応して変化していった。1930年代前半の経済恐慌によって、若年層の深刻な失業問題と国家の財政問題によって職業教育システムが再検討されることになる。労働行政の予算の一部が教育行政の予算の中に移行され、「若年失業者のための作業場学校」が特別に設置されることになった。このことによって、全日制の職業教育の学校が増大していった。また、1918年に導入された奨学金制度は先の三種類の学校の生徒に対するものから全日制の生徒に対する奨学金に変わったが、後に若年失業者のための作業場学校の生徒にも拡大される。さらに1940年代に入ると失業問題が緩和する中で、若年失業者のための作業場学校をどうするかが問われ、その結果、1941年に中央作業場学校が登場した。

このような作業場学校の発展は全日制の職業教育を強化していった。1955年の職業教育制度の改革では全日制の職業教育が生徒数と学校数の点でさらに増加し、職業教育の拡張が図られた。1960年代には職業教育改革が普通教育改革と結びつけられ、やがて1971年に職業教育の諸学校は高校制度の中に統合されていった。

以上に、19世紀から20世紀にかけてのスウェーデンの職業教育・訓練の発展を簡潔に述べたが、これにかかる先行研究の到達点について筆者の問題関心から以下に整理しておく。

Hedman (2001) は1918年から1940年まで職業教育の展開を論じている²⁾。そのなかで職業教育財政については、学校の支出に占める国家の分担の割合を1922年、1928年、1937年で比較し、1940年代まで徐々に増加したこと、また1930年に奨学金が3つの種類の学校の生徒に交付されることになったこと、補助金と奨学金が1940年まで増加したことを明らかにしたが、その具体的な様相や補助金の決定をめぐる国会での議論については言及していない。この時期の職業教育への国家からの支出は最低限でしかなかったと結論している³⁾。

Lennart Nilssonは1860年代前後から1980年代までの職業教育制度の展開を時期区分して整理している⁴⁾。1955年以

降の展開については、職業学校の拡張に伴って補助金額も増加していくこと、職業学校への補助金が職業教育財政の大きな割合を占めるようになったこと、新しい制度では学校の経費と校舎の建築に関する二つの補助金制度が設けられ、地方自治体による職業学校の新設を促したこと、1955年以降の拡張は補助金制度の改革と一般社会における職業教育への関心の増加の結果であったとしている⁵。史料は主として国の調査報告書(SOU)と国会における政府の提案である⁶。また、1955年以前の国庫補助金の実態についての言及はない⁷。

Anders Nilssonは職業教育制度の展開過程を分析し、特に1955年の改革によって職業学校の全日制コースへの国庫補助金が急増し、国が職業学校の経費全体の約三分の二を補助することになったこと、補助金の対象は施設、設備、教材であったことを明らかにした。しかし、1955年以降の国庫補助金の増加やその経済的・社会的背景について指摘しているが、それ以前の国庫補助金の実態についてはほとんど言及していない。また、主として国の調査報告書(SOU)を史料にしており、国会での議論には言及していない⁸。

スウェーデンの職業教育史に関する研究には、労使関係を重視する研究と経済的状況との関連を重視する研究などがある。労使関係を重視する研究には、J. Olofssonの研究⁹とT. Karlsson, F. Nilsson, & A. Nilsson¹⁰の研究が代表的である。Olofssonは労使の中央組織間での議論を追跡し、1938年の労使協定(サルトフェーバーデン協定)以降、徒弟制度についても労使の協同の取り組みが開始されたこと、それにもかかわらず個々の企業における徒弟制度への抵抗や、その後の中央レベルでの労使間の対立が徒弟制度の衰退につながったと分析している¹¹。Karlssonらは、スウェーデンの職業教育・訓練の展開過程を理解するために、労使関係と企業の重要さを強調している¹²。経済的・社会的背景と職業教育の展開を関連づけた研究は上述のAnders Nilssonのものがある。Nilssonは1940年代から1971年の高校改革まで職業教育の展開過程を論じた。もう一つの研究としては近代徒弟制度についての研究がある。例えばHellstrandは19世紀から20世紀への転換点における徒弟法についての国会での議論を検討し、当時は徒弟法について賛否両論があったことを明らかにした¹³。

最後に、Pettersson¹⁴とDobbins & Busemeyer¹⁵はスウェーデンとデンマークを比較して研究を進めている。Petterssonは19世紀までデンマークとスウェーデンの重要な相違点を追究する。両国の徒弟制度の発展は企業の特質(企業規模)と、技術発展に対する考え方方に相違点があり、デンマークでは徒弟制度を基礎とした職業教育・訓練が発展し、スウェーデンでは全日制職業教育が発展したという特徴をもたらしたと論じている¹⁶。Dobbins & Busemeyerはこうしたスウェーデンとデンマークの相違は、スウェーデンの社会民主党がデンマークのそれより権力を発揮したことから生じたとする¹⁷。

以上、スウェーデンの職業教育の歴史に関する先行研究を検討してきたが、職業教育にとって重要な財政問題、とりわけ国庫補助金と奨学金制度の変化、国会におけるそれに関する

議論の内容等は、従来の先行研究においてはほとんど取り上げられてこなかった。

本稿では1877年から1955年まで、その期間における「初等技術教育」に対する国庫補助金と奨学金をめぐる制度と実態の変化を対象とする¹⁸。学校には国庫補助金の他に、地方自治体による交付金や寄付金などさまざまな収入源があった。地方自治体からの交付金は、国庫補助金とともに両方とも公的な資金であるが、本稿では対象を国庫補助金に限定する。

1877年にいわゆる「初等技術教育」に対する国庫補助金が初めて決定され、また1955年に大きな改革が行われたが、1918年の職業教育の改革によって制度が大きくかわるために、その期間を本稿では2つの時期に区分した。1877年から1917年までの時期を「第1期」とし、それ以後1955年までを「第2期」とした。また、第2期を、以下の述べる理由から3つの段階に分けた。1918年から1930年までは、新たな学校形態や奨学金など制度の詳細が議論されたので「第1段階」とした。1930年以降、経済恐慌や失業率の増大によって議論が大きく性格を変えるため1940年までを「第2段階」とし、最後に1940年以降は熟練労働力の不足によって状況が変化し、それまでの段階で起きたことをふまえて職業教育制度がさらに発展していったので、1940年から1955年までの時期を「第3段階」とした。

第1期では、いわゆる技術日曜・夜間学校とその国庫補助金を対象にした¹⁹。ここで「初等技術教育」と呼ばれた学校は、民衆学校だけを修了したことを前提として技術教育を行なうことを目的とした学校であった。ここでいう技術教育とは、工業や手工業の担い手に対する職業教育のことであるが、19世紀の欧米諸国では、技術教育という用語(スウェーデン語: teknisk undervisning, teknisk utbildning, 英語: technical education)が使用された²⁰。

第2期では、徒弟学校、職業学校、作業場学校と、これらの学校への国庫補助金を対象とした。1918年からは技術日曜・夜間学校がこれらの学校に継承されていった。また、これらの3つの学校形態は(徒弟制度とともに)職業教育制度の「中核」をなしたとみなされてきた²¹。さらに、後に出現する若年失業者のための作業場学校や、中央作業場学校も対象に加えた。これらは作業場学校の一種であり、1955年の職業学校改革によってこれらがすべて統一され、「職業学校」となるからである。

方法としては、国会関係の史料(政府提案、動議、議事録、その他の史料)や委員会の報告書等をもとに、1877年から1955年までの国庫補助金と奨学金制度の推移とそれをめぐる議論を中心に検討する。

本稿では、長期に渡る国庫補助金の推移を比較するため、物価の変化(インフレ)との調整を行う必要がある。その調整は統計局(Statistiska centralbyrån)によって提供される、1831年から2018年のインフレ率と消費者物価指数(CPI)の時系列を用いた²²。

本稿では議会の史料を主に用いたが、以下のキーワードが史料の種類を示す。

- ・ Proposition— 政府の提案
- ・ Motion— 動議
- ・ Skrivelse— 国会から政府への決定事項の報告書
- ・ Protokoll— 議事録
- ・ Utlåtande— 国会の委員会の答申（特に予算委員会は Su と表記）
- ・ SOU— 政府による調査委員会の報告書
- ・ SFS—スウェーデン法令集

キーワード、年、番号、ページ数をその順番で示す。例えば、「proposition 1900:1: 100」は 1900 年に提出された第 1 提案の 100 ページを指す。

第 1 提案は予算案のことである。予算案はさまざまな編に分かれているが、第 8 編は文教編であり、「proposition 1900:1-8」のように「-8」をつけて示すことにした。

第 1 章 初等技術教育の成立と展開（第 1 期）—1877 年から 1917 年まで

産業革命とそれに伴う工業化の進展によって、産業の在り方だけではなく、それまでの生活様式や社会そのものも大きく変化した。1870 年代までのスウェーデンの経済的発展に貢献したのは、工業生産物ではなく、原材料の輸出を中心であった²³。しかしその後工業化が進むなかで、それを担う者への要求も変化した。以下では、工業と手工業の担い手への変化する要求にともなって、呼び起こされた初等技術教育の取り組みについて、とりわけその中核である技術日曜・夜間学校の実態と、その学校への 1877 年から 1917 年までの国庫補助金の実態について述べる。

第 1 節 1872 年技術教育委員会と国庫補助金制度の発足

1850 年の Wallmark の提案によって、理論的な教育を行いういわゆる技術中等学校 (teknisk elementarskola) が 1851 年から発足し、その発足と同時に国庫補助金の対象となったが、技術日曜・夜間学校の経費は地方自治体やその他のアクターがその費用を負担していた²⁴。

「急速な経済成長と技術発展により、1870 年代初頭に技術教育への需要が急速に高まる」²⁵ことを背景に、1872 年技術教育委員会 (1872 års kommitté för den tekniska undervisningens ordnande) が設置された²⁶。スウェーデンの初等技術教育の状況は、技術日曜・夜間学校が国内に合計 16 校あり²⁷、実際にはその教育は普通教育の性格が強く、技術教育とは言えない実態があると同委員会は批判した²⁸。また、工業における機械化によって労働者の教育への要求が変化していることも初等技術教育に課題を提起しているとも述べた²⁹。

その状況を改善するために、同委員会は①技術日曜・夜間学校への国庫補助金の制度化②国庫補助金制度のための監督機関の設立という 2 点を提案した³⁰。その監督機関の役割はその教育計画を作成し、地方自治体によるその設置を援助し、それに関わる教師教育を促進することであった³¹。同委員会は国家が技術日曜・夜間学校の設置者となり全面的に負担す

る方式と、地方自治体による学校設置とその適切な組織化を國家が促進する方式があるとし、技術日曜・夜間学校については後者の方がふさわしいと結論した³²。それは技術日曜・夜間学校が設置された地方自治体のみから生徒を募集するという理由からであった³³。

答申ではこの学校への補助金について二つの条件をあげた。一つは学校の規模などから適切な補助金額を得る。ただし補助金額は地方自治体による支給額を上回らないこと、他の一つは政府による視察の対象となることであった³⁴。その他の条件、特に教育の内容やその質、組織についての条件をあげなかった。

このような国庫補助金は 1877 年の予算案 (文教編) において提案され、国会で可決された³⁵。最初は 20000 クローナであった³⁶。補助金の条件は 1872 年技術教育委員会の答申に部分的な修正が加えられ、国会への提案では先の 2 つに加えて、補助金の制度の発足を理由に地方自治体が既存の学校への支給を削減しないことという項目が付け加えられた³⁷。委員会の答申の中にある監督機関に関する項目は当初の提案にはなかった。職業教育に対する独自の監督機関の設置は 1940 年代まで待たねばならなかつた。

第 2 節 技術日曜・夜間学校の実態

この学校は「既に職業に就いた者に対して、その職業の正しい遂行のために必要な知識を授けること」を目的とする学校である。昼間は働いている労働者のための学校である以上、日曜・夜間学校の形をとる必要があった³⁸。しかし、技術日曜・夜間学校は「技術」という名称にもかかわらず、その教育内容については実際には普通教育に偏ることが一般的であった³⁹。多くの技術日曜・夜間学校が職業のためだけではなく、生活のために役に立つことを教えていた。数学、書き方練習 (skrivning), 線図, 簿記, 国語などの教科が教えられていた⁴⁰。A. Nilsson によれば、多くの生徒は徒弟であり、独立した手工業者になることが想定され、そのために簿記の知識などが教えられた⁴¹。授業時間については、多くの場合は平日の夜の 19 時から 21 時までの時間帯と、日曜日午前中の 8 時から 10 時まで、あるいは 9 時から 11 時までの時間帯であった⁴²。学校によっては日曜日の午後の場合もあった。表 1 に技術日曜・夜間学校数の推移を示した。

授業については、別の科目的履修を前提にする科目もあつたが、それ以外は自由に履修が可能であった。履修登録をしていればその授業に出席する義務をもつという原則を立てていた学校もあり、理由なしに 3 回連続欠席の場合は不合格となることを校則に規定した学校もあった⁴³。Malmö 市の場合は授業の出席状況を企業に報告することで、生徒を規則に従わせるよう企業に協力を求めた⁴⁴。

技術日曜・夜間学校は実際にはさまざまな校名があった。1907 年初等技術教育委員会が 66 校の校名を挙げている中から名称を抽出すると、技術学校 (Teknisk skola), 技術夜間学校 (Teknisk aftonskola), 技術日曜・夜間学校 (Teknisk söndags- och aftonskola), 初等技術職業学校 (Lägre teknisk

yrkesskola), スロイド・技術学校 (Slöjd- och teknisk skola) と呼ばれたことがわかる。名称はさまざまではあったが、全体として日曜日や夜間に行われたという意味で、これらの学校をすべて「技術日曜・夜間学校」とした⁴⁵。

表1 技術日曜・夜間学校の推移

年	校数	生徒数
1850	4	400
1865	16	2700
1875	27	5900
1885	28	5500
1890	28	4800
1895	32	5300
1900	41	7500
1905	54	9500
1909	68	10800

出典：1885年までのデータは Anders Nilsson (2008: 94), 1890年からのデータは Lennart Nilsson (1981: 56)

第3節 1907年初等技術教育委員会の設置とその答申（1912年）

1890年代から工業化が加速化したとされるが、1870年から1895年まで工業の労働者が約70000名から230000名に増加し、工場の生産性が4倍以上増大したされる⁴⁶。このような変化に「初等技術教育」が対応できていないという批判がでてくる。例えば、1906年7月に行われた「テクニシャン会議」(Teknikermötet)において、当時の規模の大きな工場は「すぐれた職長 (förförman) や作業長 (verkmästare)」がきわめて少なく、工業の発展にとって桎梏となっている。この問題の解決のために①専門性を高める初等技術教育の再編成、②工場現場での実際の経験を入学資格にすること、③国庫補助金の対象である技術日曜・夜間学校が労働者や徒弟にとって受けやすくなるような改革、これらを解決するように同会議は要望した⁴⁷。これを直接の契機として、1907年に初等技術教育委員会が設置された。また、スウェーデン手工業者協会 (Sveriges hantverksorganisation) でも1906年と1908年、1909年の会議において技術教育に関する議論がなされ、①国庫補助金の増額、②技術教育の監督機関の設立、③技術教育の教員養成の制度化の3つの分野における政府に対する要望がまとめられ、1907年初等技術教育委員会に送付された⁴⁸。

1907年の初等技術教育委員会はその答申の作成にあたって、ヨーロッパ諸国の初等技術教育の状況を詳しく調べ、1912年にドイツをモデルとして「今後の初等技術教育」について答申した⁴⁹。そこでは、1870年代から国庫補助金の対象となった「初等技術教育」の展開の不十分性を批判し、とくに技

術日曜・夜間学校の教育内容は普通教育が主であり、民衆学校につづく補習学校 (fortsättningskola) のような性格が強いことを指摘した。その答申はそれまでの調査などとは対照的に、校数や国庫補助金の不足を指摘するにとどめず、職業教育の制度そのものが当時の産業からの要求に対応できていないとしたが、それが1918年の職業教育改革につながっていった。また、その答申は職業教育の目的について「工業と手工業における労働者の多くに対して、すくなくとも最低限の職業教育が保障されるように編成すべきことが本委員会の見解である」とし、「わが国における実践的な職業教育は主として、工業において、または個々の親方や使用者の指導の下で職業に従事しながら行わなければならない。(中略) しかし労働者にとってさらに必要となる理論的な知識はそのために特別に設立された学校において授けられなければならない」⁵⁰と職場での徒弟制度による訓練と並行して、職業教育の学校を構想した⁵¹。

その学校は二つの段階に分けて構想され、徒弟学校 (lärlingsskolan) の段階と職業学校 (yrkesskolan) の段階とされた。徒弟学校は手工業と工業に就労した若者を対象に、週6時間から最大12時間の教育によって最低限の職業教育を保障し、さらに次の段階である職業学校において職業に関する知識を学ぶことが構想された。また、徒弟学校は市民性を育む場と想定され、義務制にすることがふさわしいとされた。職業学校は17歳以上の若者を対象に、3年間の労働経験の上に、読み書き、数学、製図ができるなどを入学資格とされた。職業学校は、徒弟学校に継続する学校とされ⁵²、授業は職業の科目と一般科目の二つの科目群に分かれ、前者は生徒の職業に専門化された科目群で、必修科目であった⁵³。

答申では徒弟学校に関しては①補完的徒弟学校 (komplett erande lärlingsskola), ②完全的徒弟学校 (fullständig lärlingsskola), ③準備的徒弟学校 (förberedande lärlingsskola) の種類があるとされた⁵⁴。補完的徒弟学校は職場での訓練を理論的な教授で補完するものとされ、完全徒弟学校は理論的な教授とともに実習も行うものとされ、準備的徒弟学校は後に徒弟制度に入る者のための準備的な教育を行うものとされた⁵⁵。この枠組みでいえば、1918年の改革によって補完的徒弟学校がスウェーデンに導入された。1930年代に登場する作業場学校は理論と実習双方を教えるという意味で、完全的徒弟学校であるといえよう⁵⁶。また、補完的徒弟学校を提案することにより、委員会は徒弟法が制定されることを暗黙的に期待していた⁵⁷。徒弟法は20世紀半ばまで議論されたが、最終的には制定されなかつた⁵⁸。ただ、このように20世紀の初頭ではスウェーデンの職業教育が一時的にはドイツのシステムの方向へと向かっていたことは注目される⁵⁹。

第4節 国庫補助金の実態とそれをめぐる国会における議論

まず、国庫補助金の推移を図1（名目値）と図2（実質値）に示しておく。

実質値で示された変化は主として物価の変化によるものである。この時期の国庫補助金は実際には 1910 年までは 6 回、1910 年からは 4 回、補助金額の増額が決定された。1915 年と 1918 年の間には補助金が 140000 クローナと一定である。図 1、図 2 から読み取れるのは第一次世界大戦の影響により、物価が変化して補助金額の実質値が急に低下したことである。

1887 年から 1895 年までの間、国庫補助金額は 35000 クローナのままであった。その補助金額は当初の状況（合計 20 校）に合わせたものであり、その後の状況には合わなくなってしまった。学校が申請した補助金額の合計が 1892 年から補助金を上回るようになった⁶⁰。例えば 1894 年には約 41000 クローナの申請を学校から受けている。その結果、補助金は 45000 クローナに引き上げられ、そのまま 5 年間が経過した。

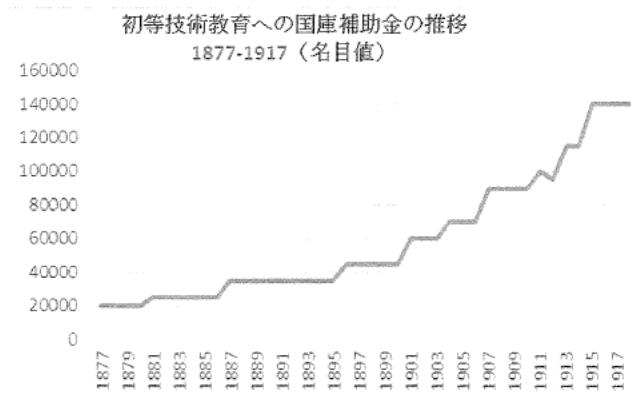


図 1 1877 年から 1917 年まで制度化された国庫補助金の推移^{注1}

注 1. 単位はクローナ。議会が毎年政府に送付する決定事項のまとめをもとに作成。



図 2 1877 年から 1917 年まで制度化された国庫補助金の推移^{注2}

注 2. 単位は実質値のクローナ。議会が毎年政府に送付する決定事項のまとめ (skrivelse) をもとに作成。

1896 年から 1900 年まで、また 1903 年に実質的な補助金額は下がった。1900 年と 1903 年の予算案において「初等技術教育」への補助金が不足しているという議論が国会において出されたが、そのことを反映していた。

1900 年の予算案に対して工業における変化に対応するために「初等技術教育」への補助金の引き上げの必要性がある

という議論が国会において出された。⁶¹

「初等職業学校には重要な役割があるゆえ、長期的に国庫補助金が交付されてきたことには反対する者がいないであろう。これらの学校が資金不足によって進行中の工業の発展が必要とすることに対応できるようにすることが不可欠である」政府は工業の変化に対応するために、補助金を増やす必要があるとともに、予算案においてそれまで 1 年ごとに決定し交付された補助金を 3 年おきに決定することを提案した。その理由は、毎年補助金が決定されることは学校にとって不安定であるからとされた。その提案はほとんど議論されることなく通過し、補助金が 45000 クローナから 60000 クローナに引き上げられた。

1903 年の予算案にも 1900 年と同様に、申請する学校が多く補助金が足りないという状況が生じた。その理由は物価の上昇によることと申請する学校数が増加したことと説明され、その状況はその後も続くであろうとされた⁶²。その結果、補助金は約 17% の引き上げが決定された⁶³。

1906 年の予算案でも 1900 年と類似の議論がなされ、国庫補助金の引き上げの根拠として提示された⁶⁴。

1910 年には、3 年毎の補助金の申請期間外に開校した学校は補助金を申請できない、また校数の増加によって、現在の補助金額を引き上げないと既存の学校は以前より低い補助金になるか、新しい学校に補助金を交付できないと動議において主張された。「予算全体において、国民にとって大きな利益を与える支出が相対的に少ない。」⁶⁵ここでは「初等技術教育」の重要性が強く主張されたことも注目される。

1917 年には「初等技術教育」に対する補助金額が 140000 クローナと決定されたが、第一次世界大戦時のインフレによってその価値が下がっていた（図 2 参照）。

第 2 章 職業教育制度の改革と展開（第 2 期）—1918 年から 1954 年まで

第 1 節 職業教育の諸学校の成立と展開

最初に、第 2 期全体の職業教育の諸学校の展開を量的な面を中心にして述べ、その後各段階の国庫補助金をめぐる議論について紹介する。

1918 年までの職業教育（「初等技術教育」）が質的な問題で批判されたことは前述したが、1918 年の改革と 1921 年の改定はその問題を解決するために実施された。しかし、これらの改革によって発足した 3 種類の学校形態も同様な批判を受け、量的な発展はゆるやかであった。中退者が多くあり、授業に質的な問題があったことや、徒弟学校修了者の給料と、徒弟学校に入学しなかった者の給料とにそれほど差がなかったことが徒弟学校の量的な発展を抑えたとされる⁶⁶。1952 年職業教育専門家委員会はその答申（1954 年）において生徒にとって授業の負担が大きいことを量的な停滞の原因として挙げている⁶⁷。1921 年から 1953 年までの職業教育の諸学校の量的展開について、表 2 に示した。

表2 1921年から1953年までの職業教育の諸学校の量的展開

年	校数	生徒数
1921	35	6493
1931	83	21251
1933	98	25366
1943	176	41321
1951	356	80523
1952	391	85702
1953	407	91908

出典: 1952年職業教育専門家委員会の答申から

とはいって、第2次世界大戦後あたりから学校数と生徒数が急増はじめた。1952年職業教育専門家委員会が「特に過去の10年間で地方自治体立の職業教育の諸学校は生徒数においてはかなり増大した」⁶⁸としていた。その量的発展を表2に示す。残念ながら1942年以前の時期については連続的なデータはないが、図3のように1943年から1969年までの生徒数の連続的な推移は知られている。

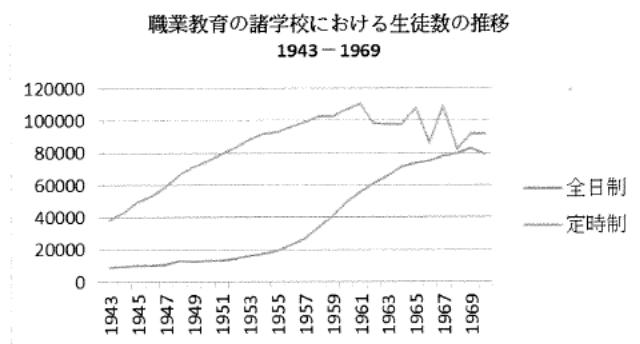


図3 職業教育の諸学校における生徒数の推移⁶⁹

注3. Nilsson (2013) の図2.1と図2.2を統合した。

1952年の生徒の年齢構成や専門分野の分布を表3に示す。1952年では、手工業と工業の割合は20%弱であったことがわかる。これに対して、商業は30%弱、家庭労働は50%強である。年齢構成については主として成人が占めている。これは1921年に改定によって徒弟学校の年齢制限が緩和された時点から生まれた現象であった。Nilssonが明らかにしたように、1926年では成人コースの生徒数が過半数を占めた。公私立の職業教育の諸学校における成人の割合は1921年に42%、1928年に61%、1938年に72%、1951年に80%のように変化を遂げた⁶⁹。

表3 1952年の職業教育の諸学校における生徒の分野別年齢別構成

分野	18歳以下	18~24歳	24歳以上	合計
手工業と工業	6789	6482	9147	22445
商業	12860	12270	9839	34969
家庭労働	2882	18828	42039	63749
合計	22531	37580	61052	121163

出典: 1952年職業教育専門家委員会の答申から

なぜ成人がこのように職業教育において過半数を占めるようになったのであろうか。Nilssonは、二つのプロセスがそこに働いたと分析した。一つは、もとから成人向けの学校(職業学校)における生徒数の増加が、未成年向けの授業における生徒数の増加より急速に進んだことである。職業学校の入学資格には一定の労働経験が必要だったので、未成年者にとっては入学が難しい学校であった。もう一つは、未成年向けの授業(成人コースを除いた徒弟学校と作業場学校)における成人の履修者の増加である。Nilssonによれば後者が決定的であった。彼は全体のプロセスを「成人化(adultification)」と呼んでいる。後に、若者は職業教育の重要さについて気がつき、1950年代から若者の割合が増え始めたと述べている⁷⁰。

また表3に示したように、「家庭労働(husligt arbete)」分野の生徒が約半分を占めた。1952年職業教育専門家委員会が指摘したように、「家庭労働」分野の履修者の35000名以上が裁縫コースを履修していた。織物コースは6000名、料理コースは15500名、育児コースは800名の生徒を集めた。1950年代、1960年代までのスウェーデンでは専業主婦の割合はかなり高かったが、裁縫コースや料理コースの履修者が多い事実は実生活の必要からきていると考えられる。

学校の設置場所については主として大都市に集中していた。このことは1930年代に問題となって国会で議論された。後述する中央作業場学校が設置される原因はそこにあった。1952年職業教育専門家委員会によれば、1951年には約50%の生徒が12の都市に集中していた。多くの学校は他の地方自治体からも生徒を受け入れていた⁷¹。

1918年から1954年までの国庫補助金の推移を図4(実質値)と図5(名目値)に示しておく。

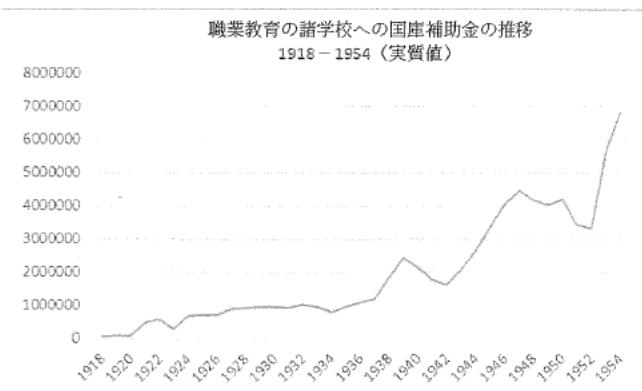


図4 1918年から1954年まで職業教育の諸学校への国庫補助金の推移

単位は実質値のクローナ。議会が毎年政府に送付する決定事項のまとめ (skrivelse) をもとに作成。



図5 1918年から1954年まで職業教育の諸学校への国庫補助金の推移

単位は名目値のクローナ。補助金額の変化の決定の推移を表す。議会が毎年政府に送付する決定事項のまとめ (skrivelse) をもとに作成。

第2節 第1段階—1918年から1930年—

1910年代末期と1920年代初頭は、第一次世界大戦の影響による経済恐慌にさらされた。スウェーデンでは輸出産業や製造業が影響を受け、1920/21年度から失業率が5%程度から25%に急速に上がり経済危機に陥った。スウェーデンの場合は早く立ち直ったが、失業率は1920年代以前の低いレベルに戻らず、1920年代末期まで10%程度であった⁷²。普通選挙制度が導入されたのもこの時期であった。

1918年2月15日に政府は「実践的な青年学校について」と称する法案を提出し、数百ページにわたって今後の初等技術教育の在り方を提案した。その提案の基礎となったのは1907年初等技術教育委員会の答申(1912年)であった。国会は政府の提案を承認したが、1921年にさらに改定が加わった。本節ではこの法案とその改定によって設置された、徒弟学校、職業学校、作業場学校について述べ、さらに国庫補助金制度の変化と国会でのそれをめぐる議論について述べる。

(1) 徒弟学校と職業学校、作業場学校

1918年の職業教育制度改革により徒弟学校と職業学校が新たに発足することになった。これらの学校の発足は、1907年初等技術教育委員会の答申の枠組みでいう「補完的徒弟学校」制度の発足を意味した。この改革によって発足した徒弟学校は義務制にすることも可能であった。しかし、義務制にするかどうかの判断は地方自治体に委ねられた⁷³。徒弟学校は、手工業と工業、商業、家庭労働の4分野において職業教育を行い、「職業を学ぶと同時に、個々の使用者が実践的な職業訓練において授けることができない知識や技能を補完することにより、工業と手工業における若年労働者の、技能ある労働者・知識ある市民 (kunniga arbetare och upplysta medborgare) への教育(uppfostran)」を目的とした⁷⁴。同時に職業学校は徒弟学校終了と一定の労働経験を入学資格とした学校であり、「徒弟学校においてその基礎が据えられた教養 (bildning) を拡張し、深める機会を与えること」も目的であった⁷⁵。それは職業遂行のための知識を深めて、責任をもつ部署に就く者のための教育であった。

作業場学校は1921年の職業教育条例の改定によって制度上発足した⁷⁶。その背景には若年層の高い失業率があった⁷⁷。民衆学校を修了した時点で就労が難しいという当時の事情から、作業場学校を設置する地方自治体があった⁷⁸。この学校形態は当時の制度では国庫補助金の対象外であったため、作業場学校を職業教育条例に組み込むとともに、職業教育条例の条文が見直された。

この学校は、生徒が「ある程度の技能を修得することによって、容易に職業に就き継続的に教育を受ける立場になること促すこと」⁷⁹を目的とした。作業場学校はその名前が示すように、実習場を附設した学校であり、理論と実習を両方とも学ぶ全日制の学校であった。修業年限は1年から4年ものがあり、徒弟学校と職業学校とは異なって、作業場学校は就労を前提としなかった⁸⁰。時数は年間2400時間以下とされ、その半分以上の時間が実習にあてられた⁸¹。作業場学校は「民衆学校を修了した13歳の若者を対象にし、理論的な教科目は徒弟学校とほとんど同じようなものであった」。生産現場に慣れさせることを目的に、実習場ができるだけ生産現場の状況に類似しなければならない。そのためには、(休憩を含めて) 学習時間を工場の所定労働時間と同じように設定し、実習が週40時間であることが多かった⁸²。また、実習現場では課題を作業要素に分けて、割り当てられた部分を生徒がその所定時間内に完成させる練習がなされた。さらに、生徒らが実習で作った物を販売することもあった。その場合は生徒が「勤勉手当 (flitpeng)」を受け取った⁸³。Hedmanは、このように作業場学校での実習が当時の生産方式に合わせ、時間研究の対象となることに生徒を慣れさせることを目的にしたものであり、20世紀初頭から浸透はじめた科学的管理法への労働者の嫌悪をなくすための教育であったと評価している。

このような学校が登場した背景には、第一次世界大戦後に熟練労働者が大量に労働市場に参入したことにより、徒弟になることが困難になった事情があった⁸⁴。このことを考慮して実習を行う学校を設置する地方自治体が現れた。また、1921

年の予算案には「徒弟教育の条件がさほど悪くはない企業においても現在の状況では、徒弟自身の職業教育にとって最適な実践的作業と指導を受けることは期待できない。徒弟を利用する利益のために徒弟を教育する関心が脇に置かれることになりかねない」⁸⁵。

このように徒弟教育そのものが成立しがたい状況が作業場学校の登場を促した⁸⁶。作業場学校と高い失業率との関連は、1930年代前半の経済恐慌とそれに伴った深刻な若年層の失業率によって再び問題となる。

(2) 国庫補助金制度の改革

1918年の改革では徒弟学校と職業学校が国庫補助金の対象となった。補助金は公私立双方の学校を対象にしたが、私立の場合とくに条件がなかったことに大きな相違点があった。国庫補助金の規定はその後たびたび改定されるが、最初の規定は次のようなものであった⁸⁷。

補助金の対象

1. 地方自治体によって工業あるいは手工業、商業のために設置された徒弟学校に対して、教師の給与については1時間あたり2クローナ67オーレで算出した合計額が、教材についてはその価格の半分あるいは特別な場合には価格の3分の2が国庫補助金として交付される。
2. 地方自治体によって家庭労働のための徒弟学校と職業学校、または家庭学校に対して、教師の給与については1時間あたり1クローナ33オーレで算出した合計額が、教材については第1項で掲げられた計算方法によって算出した合計額が国庫補助金として交付される。
3. 地方自治体によって工業あるいは手工業、商業のために設置された職業学校、および1年制の商科学校に対して、教師の給与については1時間あたり3クローナで算出した合計額が、教材については第1項で掲げられた計算方法によって算出された合計額が国庫補助金として交付される。
4. 私立の職業学校に対しては、第2項あるいは第3項に掲げられた学校に対する基準に従って個々の場合において定める合計額が国庫補助金として交付される。

補助金の条件

1. 職業教育の監督機関によって認定された教師による授業が行われること。
2. 教師の給与は、工業、手工業および商業の徒弟学校において1時間あたり最低4クローナ、家庭労働の徒弟学校および家庭学校において最低2クローナ、ならびに工業、手工業、商業の職業学校および1年間の商科学校において最低4クローナ50オーレ支給されること。
3. 職業教育の監督機関によって認定された施設および道具、教材をもって授業が行われること。
4. 各学校は監督機関によって定められた校則を有すること。校則にはその学校の教育、学校委員会、管理、校長および教師についての規定を含むこと。
5. 徒歩学校における授業は無償とすること。

6. 学校のカリキュラムは職業教育の監督機関によって認定されたものでなければならない。
7. 学校は職業教育の監督機関による指導に従うこと⁸⁸。

この規定でいう「職業教育の監督機関」は学校監督局(Skolöverstyrelsen)の職業教育部門(Yrkesskolavdelning)を指す⁸⁹。1918年の改革案には特別な職業教育の監督機関が提案されたが、そのような独立した機関の設立は1940年代まで待たねばならなかった。1918年以前は王立工科大学に監督部門が設置されていたが、この改革によって監督の機能が学校監督局に移管した⁹⁰。

公立の学校への国庫補助金の性格もこの改革によって変化した。以前には「特別予算(extra stat)⁹¹」であったのに対し、1918年の改革以降は「本予算(ordinarie stat)⁹²」に変更された。特別予算は一時的な支出のための国の予算であり、この変更は職業教育に対する考え方への変化を示している。また、本予算になったとともに、「提案支出(förslag sanslag)」に変更された。国会によって指定された額を超えることが認められないという「指定支出(reservations anslag)」に対し、提案支出は議会で決定された額を実際に上回ることができた⁹³。

また教師の給与への補助金が全面的に引き上げられた。補助金の交付条件でも最低賃金が引き上げられ、その引き上げを支援するために給与のための特別予算も1921年から交付されることになった。この特別予算は1921年には100000クローナ程度であり、3年間同額が続いてから1924年に「実践的な青年学校」の補助金枠に吸収された。この改定に加えて、公立学校の生徒への奨学生も1921年の予算案で提案された⁹⁴。1919年から「家庭労働」の生徒たちに対して一定の奨学生がすでに存在していたが、1921年にその対象を拡大し、工業、手工業、商業の生徒にも奨学生を交付することが提案された⁹⁵。具体的にはそのため100000クローナを当て、全日制の生徒あるいは5ヶ月間以上のコースの生徒に、家庭の経済的状況に応じて月15クローナか25クローナの奨学生を交付するという提案であった⁹⁶。しかし、この提案は通過しなかった。奨学生の適切な形態や基準について調査して勧告を提示する委員会の設置が勧告された⁹⁷。実際に職業教育の諸学校の生徒に対して奨学生が与えられたのは1931年以降であった。

1924年になると「国の財政状況により」職業教師の給与を支援する特別予算が中断されることになった⁹⁸。

1926年に奨学生に関する件が再び議題になった。学校監督局は1927年の予算に100000クローナを職業教育の諸学校の生徒への奨学生に当てるなどを要望した⁹⁹が、承認されなかつた。同年に「家庭労働」の生徒に対する奨学生に関する動議も上院と下院に提出された。動議の趣旨は奨学生の引き上げと、指定支出から提案支出への変更であった。また「奨学生は指定支出になっているため、すべての申請書を受け取るまで、学校監督局は奨学生を割り当てるための審査を待たざるをえない」ことが、提案支出に変更する理由としてあげら

れた¹⁰⁰。国会では、奨学金の引き上げについては認められなかったが、民衆高等学校 (folkhögskolan) の学生への奨学金が同じ状況のもとで提案支出と変更された前例から、提案支出への変更は認められた¹⁰¹。

1927 年の予算案では学校への補助金の申請額が増加する傾向が続くと予測された。しかし申請額の増加は、必ずしも学校の新設にのみ原因があるわけではなく、地方自治体が成人労働者からの教育要求に応じて、授業を増加させる必要があること、また作業場学校の増加とともに徒弟学校にも作業場が導入される動きがあることから生まれていた。補助金は授業の時数によって算出されるため、学校が増加しなくとも必要となる補助金の申請が増加したという状況があった¹⁰²。1927 年には職業教育の諸学校への国庫補助金の引き上げと、その条件の変更に関する動議が上院と下院で提出され、その結果 875000 クローナから 925000 クローナに（公立への）補助金が、また 650000 クローナから 675000 に（私立への）補助金が引き上げられた¹⁰³。

1928 年にはいくつかの提案が提出された。補助金の申請校のなかに地方自治体 (kommun) ではなく、県 (landsting) が設立した学校が現れはじめた¹⁰⁴。この学校は「より広範な地域にとって有意義であるが、市または地方自治体が学校の設置を希望するほどの需要がないような学校やコース」で¹⁰⁵、さまざまな地域から生徒が集まり、休暇をとって昼間に授業を受ける形態の学校であり、現行の制度では県によって設置された学校は補助金の対象ではなかった。そのために県立の学校も対象となるように、補助金制度の条文の改定が予算案において提案された¹⁰⁶。国会では提案どおり可決した¹⁰⁷。もう一つの提案は、動議「職業教育の施設における困窮している生徒への支援について」であった。国は職業教育施設を支援しているが、その支援はあくまでも経費の一部負担であり、他の学校とは違って生徒への支援はあまりないと述べた。例として民衆高等学校の学生には 160000 クローナの奨学金があるのでに対して、職業教育分野では「家庭労働」の生徒への奨学金が 30000 クローナと少ないことが挙げられ、1929 年に職業教育の諸学校の生徒に対して特に失業者を配慮して 130000 クローナの奨学金を交付することが提案された¹⁰⁸。これについては可決されなかつたが、奨学金の在り方を検討する委員会が設置されることになった¹⁰⁹。

1929 年には「補助金は教師の給与と授業で利用する教材に対して支給され、現行制度では給与と教材が一括で扱われている。教材に利用できる金額は給与の金額が確定してから明確になる」ので、給与と教材を区別すべきであるという動議が提出された¹¹⁰。国会は、教師の給与と教材の補助金を用途別に分けることによって、支給制度上の便宜と、資金の使い方の透明性の向上が図れることから、この議論を肯定的に受け入れ、用途別補助金に関する検討を行う委員会を設置することを決定した¹¹¹。1930 年の国会において用途別にを分けることになった。

第3節 第2段階—1930 年から 1940 年まで—

1930 年代は深刻な経済恐慌が始まった。それにともなって特に若年層の失業率が高まった。1920 年代初頭にも経済恐慌になって失業率が高くなつたが、1930 年代の危機は「大量の失業 (massarbetslöshet)」と表現された。その性格はかなり異なる¹¹²。このような経済恐慌が職業教育制度に影響をあたえ、後述するように中央作業場学校が発足することになる。これは全日制の職業教育へと向かっていくプロセスでもあつた。

先の奨学金を検討する委員会の報告書が 1930 年の予算委員会で取り上げられた¹¹³。学校監督局は職業教育施設を拡大させることで失業問題を緩和するとして、職業教育の諸学校への奨学金の制度化について肯定的な態度をとった。奨学金は貧しい家庭の生徒に対する支援であつて、就労者か失業者かを問わないことを強調した。また、学校監督局は失業者のための職業教育について検討する委員会の設置を提案した。後者に対して、失業対策委員会 (Arbetslöshtskommissionen) は失業支援 (arbetslöshtjälp) は成人のためであるのに対し、学校監督局が議論しているのは未成年者の教育であると述べ、その二つの概念を区別すべきであるとした。文部大臣は失業対策委員会と同様の立場をとり、「一般的な職業教育と失業者のための支援活動の結合はするべきでない」とし「現在は経済的な負担の大きい拡大が可能な財政状況ではない」と述べ、奨学金の拡大に反対した。

こうした対立によって、1930 年の予算案は「家庭労働」の生徒への奨学金の引き上げにとどまつた（前年の 30000 クローナに対して 40000 クローナを提案）。しかし、奨学金に関する動議が上院と下院において提出された。

「実践的な職業教育は農業の若年労働者と同様に、工業の若年労働者にとっても重要なものである。国家はすでに一連の職業学校を設立しているが、これらの学校には経済的に困窮した若年労働者は入れない。学校監督局の計画に基づいた支援と奨学金活動によって、これらの経済的な障壁も破ることができよう。」¹¹⁴

動議の趣旨は職業教育の諸学校の生徒に 200000 クローナの奨学金を設けることであった。これについて、国会は提案支出で 200000 クローナを決定した。奨学金の対象は徒弟学校、職業学校、作業場学校における経済的に困窮した生徒であり、条件は全日制あるいは 5 カ月間以上のコースに在籍することと定められた。奨学金は月間 15 クローナ、25 クローナ、45 クローナと 3 段階で家庭の経済的状況に合わせたものとなつた¹¹⁵。奨学金の制度は主として全日制の生徒のためのものであった。定時制の生徒は就労していると想定された。

1931 年にはすでに大量の失業が問題となる。Bertil Mogård は前年決定された奨学金を 300000 クローナに引き上げること、その最大の支給を 45 クローナから 60 クローナに引き上げること、さらには若年層の失業者を特に考慮して職業教育制度の拡張を検討するための委員会を設置することを求めた¹¹⁶。1918 年に制度化された職業教育制度は労働者のための教育であったが、未成年者にとって就労がますます難しくなつてきたので、若年層の失業者の職業教育が課題になつた。

「若年層の失業者は主として実践的な教育を授ける全日制の学校やコースで学ぶことができれば、社会から若者への大きな貢献だけではなく、職業教育の欠陥によって生じた失業やそれに伴う就職難に反作用することになる。」¹¹⁷

そのためには職業教育制度の再検討が必要であると述べている。国会は失業問題について「社会にとっての重大な危機 (samhällsfara)」としたが、「その適切な対策は職業教育施設の拡大によって達成されるか、その他の方法が適切かについては現在の時点では何も述べることができない」¹¹⁸として、奨学金の引き上げを否決した。しかし、その状況の深刻さを考えて、この問題について議論する委員会を速やかに設置することを政府に求めた¹¹⁹。

1930年代の経済恐慌は補助金に影響を及ぼしたが、公立と私立の学校において異なる対応がとられた。公立の学校への補助金は1931年と1934年を除いて徐々に増加しつづけた。しかし、私立の学校は学校監督局からの引き上げの要望にもかかわらず補助金が1932年に引き下げられ、低い金額が長期的につづいた。1932年には学校監督局が私立学校への補助金の引き上げを請願したが、財政状況によって引き下げを余儀なくされた¹²⁰。

1933年にはすべての国庫補助金とともに奨学金も引き下げられた。学校監督局はコースの新設が続いていること、国庫補助金の引き上げが必要であるが、教材については学校の編成や組織によるものではないため、さらなる引き下げが授業を妨げると忠告した¹²¹。こうした忠告が行われたにもかかわらず、教師の給与への補助金の引き下げの代わりに、教材への補助金を引き下げる求めた動議が提出された¹²²。予算委員会は動議に一理あるが、一時的な措置だけであると考え、予算案での提案に従うことを勧告した¹²³。教師の給与への補助金の交付基準も引き下げ、徒弟学校では2.35 (家庭労働は1.5) クローナ、職業学校では2.55 (家庭労働は1.65) クローナになった¹²⁴。1934年に国民高等学校とその生徒に対して、失業対策の一つとして一定の支援が社会福祉省 (Socialdepartementet) から出されるようになった¹²⁵。しかし、この支援は翌年の1935年に「会計上の分かりやすさ (överskådighet) と整理 (reda)」¹²⁶のために、文部教会省 (Ecklesiastikdepartementet) の管轄になった¹²⁷。すなわち、職業教育の公立諸学校に対して、一定の失業対策の支援の予算が第5編から第8編へと移行することとなった。

職業教育と失業対策の結び付きにおいて決定的なことは1936年にあった。同年の予算案には「16歳から25歳までの若者の深刻な失業問題のため（中略）職業を変えざるをえない彼らのために特別な教育施設を設立する必要性が差し迫っている」と述べられた。失業率の特に高い地域の県と地方自治体との交渉に入り、Blekinge, Bohuslän, Västernorrlandの地方にそれぞれ150名、300名、300名の定員を受け入れることができる学校の設置が図られた。県と地方自治体は施設と教材を一部負担し、残りは国庫補助金で賄うことが計画された。また地域の広さを考慮すると、宿舎制の学校でなければならなかった。これらの学校は作業場学校の一種とされた

¹²⁸。

想定された生徒は困窮した家庭であったため、特別な奨学金も設ける必要があるとされた。そのためには、臨機応変に柔軟な対応ができるように、政府はこれらの学校の経費と奨学金の決定について国会を通さないで独自で決定する権限を国会に求めた。このような権限が必要とされたことは、当時の状況の深刻さを推測させる。

予算委員会はその特権は一時的な性格であり、その必要性を生み出した状況が緩和するまで有効であることを強調し、全体の提案に賛成した¹²⁹。国会はその提案通り決定し、「若年失業者のための作業場学校」(Verkstadsskola för arbetslös ungdom)¹³⁰が発足した。

1937年には職業教育への補助金の引き上げが提案された。即ち1933年の教師の給与への補助金基準の引き下げ以前の基準に戻すことが学校監督局によって要望された¹³¹。文部大臣は同意し、以前の基準に戻すこととともに、徒弟学校と職業学校の補助金制度上の区別を廃止することも提案の中に加えたが、この提案は否決された。

1937年に補助金の引き上げを求める動議が上院と下院に提出された。この動議は過去10年間の経験を回顧し、職業教育の重要性について述べ国庫補助金の引き上げを国会に求めた。失業者のための職業教育について次のように評価した。

「これらの比較的短期的なコースは就労できなかつた若者に対して、貢献した点で重要であるものの、充分な職業教育 (grundlig yrkesutbildning) がもたらす効用を生み出している。」「近年、さまざまな方面から職業教育の深化や、産業の要請に応じてその効率的な再編成が求められてきた。そのような再編成は作業場学校と類似の学校を増加させ、定時制の学校に比べてより効率的な学校形態である作業場学校へと、職業教育システムの重点が移されることを意味する。」¹³²

動議者は若年失業者のための作業場学校をこのように評価したうえで、全日制の作業場学校を最も効率的なものと位置づける。1955年の職業教育改革は全日制による職業教育を推進することになるが、1937年には既にその発想が芽生えていた。

1940年まで、補助金の増額が求められつけた。学校監督局も補助金の申請額が増えつつあると報告し、1933年以前の基準に戻すことを要望しつづけたが、国会ではそれに関わる委員会を設置することにとどまった。失業問題の緩和がみえるようになれば、若年失業者のための作業場学校をどうするかということが議論になった。1938年時点では、これらの学校は11校、1200名の生徒に及んだ¹³³。1938年に失業者のための作業場学校のあり方について検討するために設置された作業場学校調査委員会 (Verkstadsskoleutredningen) が答申を提出した¹³⁴。

同委員会は、不十分な施設や高い中退率などを挙げてこれまでの職業教育システムを批判し、2種類の作業場学校からなるシステムを提案した。一つは各地方自治体の需要に応じた学校、一つはより広い地域の需要に応じた学校であった。

後者は地方や小規模の町の需要に応じるものとされた。これらの学校の財政については国庫補助金によって教材と学校の建設の経費を50%ずつ、教師の給料については100%を国が負担するとされた。1930年代の経済恐慌によって、職業教育の実習に係る経費を支出できない地方自治体が出たことへの反省であった¹³⁵。

第4節 第3段階—1941年から1955年まで—

1941年に景気後退の影響によって、国庫補助金の交付条件を厳しくする必要があった。具体的には短期コースや言語コースが対象から外された。しかし同時に全日制の生徒数の増加とともに、補助金や奨学金の必要性が高まりつつあると学校監督局は報告した¹³⁶。また、1941年に中央作業場学校(central verkstadskola)が発足した。この学校は全日制の学校であったが、徐々に「若年失業者のための作業場学校」がこの学校に転換していった。

1944年には戦後経済計画(ekonomisk efterkrigs planering)の議論の中で、職業教育・訓練の問題が取り上げられた。戦後経済計画は経済学者Gunnar Myrdalを長とする委員会が担い、市場を効率化するために国が関与することの必要性が主張された。その背景には、第一次世界大戦後と同様に経済恐慌になるという懸念があった。また、経済上の民主主義なわち全市民に対して最低限の生活水準を国が保障する必要もあった¹³⁷。その戦後経済計画における一連の提案において、予想される失業問題への対応として¹³⁸、失業者への教育・訓練は次のように3種類に整理された¹³⁹。

1. 基礎的な職業教育(grundläggande yrkesutbildning) — 民衆学校修了後に求職したが、就労できなかった若者のための職業教育。
2. 補完的な職業教育(kompletterande yrkesutbildning) — すでにある程度職業を身につけた労働力で、自己の職業分野において一時的な停滞により失業者になった人のための職業教育。
3. 再教育(omskolning) — 就労していたが、生産状況の変化により、以前の職業領域には再就労の見込みがない人のための職業教育。

これらの教育は次のように組織化されるべきとされた。

1. 地方自治体立の失業者コース(kommunala arbetslöshetskurser) — 限られた地域の需要に対応する。
3. 国立の中央失業者コース(centrala arbetslöshteskuser i statlig regi) — 広域での需要に対応するもの。
4. 中央作業場学校における失業者コース(arbetslöshteskurser vid centrala verkstadsskolor) — 2.と同じであるが、県立である。

これらのなかで1と3はすでに存在していた。これらのコースに対して以下のように国庫補助金が交付されるとされた

¹⁴⁰。

1. 地方自治体立のコースは、校長と教師の給与に対して全額、教材に対して半額を国庫補助金が負担する。
2. 国立のコースは、国庫補助金が全額を負担する。
3. 県立のコースは、中央作業場学校と同様の条件で、ただし教材については全額を国庫補助金が負担する。

戦後経済計画による職業教育・訓練が1930年代での議論の延長線上にあることは興味深い。1930年代には職業教育と失業対策を結びつけることに反対の声もあったが、1940年代にはそのために膨大な支出の施策が提案され、これらの失業者のための職業教育には24000000クローナの予算がついた¹⁴¹。

1940年代後半は労働者不足になるが、1944年の段階では失業対策事業が計画されていた。実際には戦後に労働者が不足するようになり、外国人労働者を大量に招聘しなければならない状況に陥った。

1945年には職業教育への奨学金制度の改定が行われた。1944年に物価の変化により生活費が上昇したにもかかわらず、1938年以来まったく奨学金の額が変更されていないことが問題になった¹⁴²。最大の支給(60クローナ)でも、推算された最低限の生活費(90クローナ)に及ばないということが問題になり¹⁴³、その結果奨学金の全面的な引き上げが決定され、最大75クローナに変更された¹⁴⁴。



図6 職業教育の諸学校の生徒への奨学金の推移

家庭労働、徒弟・職業・作業場学校(1931年以降)、若年失業者の作業場学校(1938年以降)、中央作業場学校(1943年以降)、これらの学校の生徒への奨学金の総額を表す。単位は実質値のクローナ。議会が毎年政府に送付する決定事項のまとめ(skrivelse)をもとに作成。

1948年から「職業教育の諸学校」のすべての奨学金が統一された。図6に1918年から1954年までの奨学金の推移を示しておく。また、図7に1918年から1955年までの学校形態別奨学金の推移(実質値)を示す。

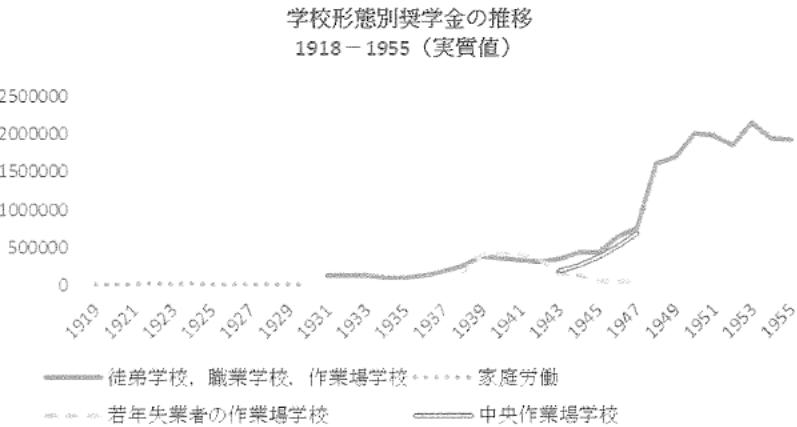


図7 職業教育の諸学校の生徒への奨学生の学校形態別推移
単位は実質値のクローナ。議会が毎年政府に送付する決定事項のまとめ(skrivelse)をもとに作成。

1952年には1940年代後半から多くの動議で主張されてきた国庫補助金制度の改定が実施された。同年の予算案には校長と教師の給与に対して次年度から補助金で78%を負担し、授業時間1時間あたり最大5クローナを支出することが提案された¹⁴⁵。これは2クローナ前後であった時期と比べると約2倍の増加であった。さらに1953年の国庫補助金の予算を11200000クローナに変更するように提案された¹⁴⁶。これも、前年に比して2倍であった。この改定によって学校形態を問わず教師の給与への補助金額が統一された。また、1952年のは職業教育専門家委員会(1952 års yrkesutbildningssakkunniga)が組織された。1954年にその答申が提出され、その内容にそった提案が同年に国会で可決された。これにより職業教育が新たな段階に入った¹⁴⁷。それは拡張改革(expansionsreform)といわれてきたが¹⁴⁸、徒弟学校、職業学校、作業場学校、中央作業場学校が統一される改革が実施された。この背景には1950年代前半における普通教育における諸改革があった。義務教育の延長(9年間)とともに、統一学校(Enhetsskolan)の実験活動が1950年に開始された¹⁴⁹。同委員会は普通教育システムと職業教育システムの間の距離を縮めることを検討した¹⁵⁰。職業教育をめぐっては、生産現場における実習が難しい時代になった、つまり職場では作業を中断せずに速やかに行わなければならないことから、生産現場には生徒の居場所はなくなった、また生産で使用される機械がますます高価なものになり、生徒に使わせることが大きなリスクを伴うようになったとした¹⁵¹。また、伝統的には手工業者と熟練労働者の育成に職業教育が必要であったが、次第に從来不熟練とされた労働者も一定の職業教育を必要とするようになってきた¹⁵²。

Lennart Nilssonは、1918年の職業教育改革は當時進展した工業化のもとで、企業のためにテクニシャンや現場指導者を得るためにものであったのに対して、1950年代の改革は企業の競争力のためではなく、国の競争力のための職業教育へと、また国民のための職業教育へと転換しようとした、と評

価している¹⁵³。

当時の職業教育が都市に集中され、生徒の年齢別、性別構成に偏りがあることと、1940年代後半のベビーブームに生まれた子どもに対して1970年までに職業教育の機会を設けるために、制度の拡張が必要であると同委員会は指摘した¹⁵⁴。こうした問題に対応するために、15年間で職業教育の諸学校における全日制の定員を約50000名にすなわち2倍に増加させる計画を立案した¹⁵⁵。その定員の60%が人口20000名以上の地方自治体に、残り40%が人口6000名から20000名の地方自治体に配置されることが計画された¹⁵⁶。しかし、実際には1955年の職業教育改革以降、委員会の計画をはるかに上回り、1960年に全日制の生徒が約50000名になり、1969年に80000名と急速な増加を見せた¹⁵⁷。

おわりに

本稿では、1877年に発足した国庫補助金制度に大きな影響を与えた1872年の初等技術教育委員会の答申における補助金制度についての基本的な考え方を確認し、国会における「初等技術教育」をめぐる議論と国庫補助金制度と実態の推移について検討した。「初等技術教育」に交付された補助金は低額に抑制されたが、1900年代からそれに対する批判が強まっていった。その批判は1918年の職業教育制度の改革へと繋がり、これによって新たな国庫補助金制度が導入され、その後補助金は少しづつ改善されていった。

1918年の職業教育制度の改革から1955年の職業教育制度の改革の直前まで、職業教育の諸学校に対する国庫補助金と生徒に対する奨学生制度についての議論と、その制度の変遷をたどってきた。1918年の改革によって、徒弟学校、職業学校、さらに作業場学校が導入されるとともに、これらの学校への国庫補助金が交付されることになった。補助金の交付条件において教師の(最低限の)平均給与を定めることによって国家の負担の割合を間接的(ただし作業場学校については直接的)に定めた。しかし、教師の平均給与を変更せ

ずに、経済危機により補助金額を段階的に引き下げていった。

1930年代前半では大量の失業者が問題となつた。失業対策としての職業教育の議論が「若年失業者のための作業場学校」の設置につながつた。生徒に対する奨学金も1930年から交付された。1944年に物価の高騰によって生活費の上昇に対応できないということでその金額は引き上げられたが、それでも最大の交付金額（75クローナ）さえ推計された生活費（90クローナ）に及ばなかつた。

戦後になると、国庫補助金が不足していると再び批判されるようになつた。特に、国家の負担の割合が3分の2から3分の1以下まで低下していると批判された。国家の負担の割合は1940年代に確かに低下していた。

戦後の1940年代後半と1950年代前半に起つたことは、さまざまな意味で1930年代に起つた問題への対応から始つた。一つは失業対策としての職業教育という考え方が、戦後経済計画の策定にあたつて影響を与えた。もう一つは、1930年代前半の国庫補助金の引き下げによる基準が1950年あたりまで継続していた。その実態への批判が、1952年に職業教育専門家委員会の設置につながり、1955年の職業教育制度改革の直前に学校の種類で異なつていた国庫補助金制度が一元化された。こうして1955年の改革が準備された。それは、働きながら定時制（夜間）で通学することを基本とした職業教育・訓練から、全日制の職業教育が次第に大きな位置を占めるような方向への転換であった。

（付記）

本稿は、ニクラス・プロムベリの修士論文「スウェーデンの職業教育財政制度の歴史的研究—議会での議論と国庫補助金を出発点として」（2020年1月10日提出）がもとになつてゐる。

本稿で使用した図表はすべてニクラス・プロムベリが作成した。横山とプロムベリはこの3年間にスウェーデンの職業教育史に関する先行研究を翻訳した。本テーマに関心をもたれた方は、以下の翻訳を参考にしていただければ幸いである。

ニクラス・プロムベリ、横山悦生（共訳）「なぜスウェーデンはデンマークと異なる経路を選択したのか—1950年代の職業教育諸改革の背景—」『生涯学習・キャリア教育研究』第14号 p. 41-p. 54, 2018年3月

同共訳「林業労働のための職業教育」前掲誌第15号、p. 39-p. 59. 2019年3月

同共訳「1940年から1975年までのスウェーデンの職業教育の展開」前掲誌第16号、p. 42-p. 52, 2020年3月

これらの翻訳は、P. Håkansson & A. Nilsson (Eds.), *Yrkesutbildningens formering i Sverige 1940-1975*, Nordic Academic Press, 2013 所収の諸論文を翻訳したものである。

また、横山は Anders Nilsson (ルンド大学経済史学部)とともに、三菱長崎造船所における企業内職業教育・訓練とスウェーデンのKockum造船所における企業内職業教育・訓練との比較史研究を行い、その成果を以下の雑誌に発表した。

'Company-based Vocational Education and Training ; Case studies of shipbuilding industries in Japan and Sweden ' " Essays in Economic and Business History" No. 34, p. 136-p. 164, 2016

註

¹ SFS 1918: 1002.

² A. Hedman, (2001). *I nationens och det praktiska livets tjänst - Det svenska yrkesutbildningssystemets tillkomst och utveckling 1918 till 1940*. Pedagogiska institutionen, Umeå universitet.

³ Ibid. s. 103.

⁴ L. Nilsson. (1981). *Yrkesutbildning i nutidshistoriskt perspektiv*. Acta Universalis Gothenburgensis.

⁵ Ibid. s. 151-s. 152.

⁶ Ibid. s. 433-s. 442. 参考文献リストにより筆者が判断した。

⁷ ただし、後述の1877年に国庫補助金が導入された際の改革については言及している。しかし、1872年技術教育委員会の報告書の紹介にとどまっている。

⁸ T. Karlsson, F. Nilsson & A. Nilsson (2018). Vocational Education and Industrial Relations: Sweden 1910 - 1975. *Nordic Journal of Educational History*, 5(1), s. 28.

⁹ J. Olofsson (2005). *Svensk yrkesutbildning, vägval i internationell belysning*. SNS förlag.

¹⁰ T. Karlsson, F. Nilsson & A. Nilsson (2018). Vocational Education and Industrial Relations: Sweden 1910 - 1975. *Nordic Journal of Educational History*, 5(1), p. 27-p. 50.

¹¹ J. Olofsson (2005). *Svensk yrkesutbildning, vägval i internationell belysning*. SNS förlag. s. 120-s. 121.

¹² T. Karlsson, F. Nilsson & A. Nilsson (2018), s. 28.

¹³ Hellstrand, S. (2016). Attempting Institutional Change: Swedish Apprenticeship, 1890 - 1917. *Nordic Journal of Educational History*, 3, 31-53; Hellstrand, S. (2018). Perceptions of the economics of apprenticeship in Sweden c. 1900. *Scandinavian Economic History Review*, 1-19.

¹⁴ Pettersson, L. (2013). Därför valde Sverige en annan väg än Danmark. In P. Håkansson & A. Nilsson (Eds.), *Yrkesutbildningens formering i Sverige 1940-1975* (pp. 155-186). Lund: Nordic Academic Press.

¹⁵ Dobbins, M., & Busemeyer, M. R. (2015). Socio-economic institutions, organized interests and partisan politics: The development of vocational education in Denmark and Sweden. *Socio-Economic Review*, 13(2), 259-284.

¹⁶ Pettersson, L. (2013). s. 179-s. 181.

¹⁷ M. Dobbins & M. R. Busemeyer (2015) p. 260.

¹⁸ 奨学金については1930年に制度化されたため、1930年以降となる。

¹⁹ それは「Teknisk söndags- och aftonskola」であるが、一次史料には語順を変えて「teknisk aften- och söndagsskola(技術夜間・日曜学校)」という場合もある。本稿では両者を技術日曜・夜間学校と表記する。

²⁰ A. Nilsson (2008). *Yrkesutbildningen i Sverige 1850-1910*. Föreningen för svensk utbildningshistoria: s. 14.-s. 15.

²¹ A. Nilsson (2013). *Yrkesutbildningens utveckling 1940-1975*. (P. Häkansson & A. Nilsson (Eds.), *Yrkesutbildningens formering i Sverige 1940-1975*,) s. 22-s. 23.

²² 資料は

<https://www.scb.se/hitta-statistik/statistik-efter-amne/priser-och-konsumtion/konsumentprisindex/konsumentprisindex-kpi/pong/tabell-och-diagram/konsumentprisindex-kpi/inflation-i-sverige> よりダウンロード可。2019年11月14日アクセス。

²³ L. Nilsson(1981). *Yrkesutbildning i nutidshistoriskt perspektiv*. Acta Universalis Gothenburgensis. s. 51

²⁴ A. Nilsson(2008). s. 89

²⁵ Ibid: s. 90.

²⁶ その構成メンバーはF.F. Carlson(文部教会大臣), A.H. Fock, Er. Edlund, G.R. Dahlander, V. Eggertz, E.A. Jacobssonであった。

²⁷ L. Nilsson(1981). s. 51.

²⁸ Underdåligt betänkande och förslag angående den tekniska undervisningen I riket, 1874: s. 129.

²⁹ L. Larsson(2001). *Industri- och hantverksutbildning under två sekel*. Föreningen för svensk utbildningshistoria: s. 90.

³⁰ L. Nilsson (1981). s. 51.

³¹ Underdåligt betänkande och förslag angående den tekniska undervisningen I riket, 1874. s. 145-s. 146.

³² Ibid. s. 130

³³ Ibid. s. 136

³⁴ Ibid. s. 131.

³⁵ Proposition 1877:1.

³⁶ 1872年初等技術教育委員会は最初の補助金には65000クローナーが適切であると提案していた。

³⁷ Protokoll 1877:33ak: s. 22.

³⁸ Underdåligt utlåtande och förslag till den lägre tekniska undervisningens ordnande, II, 1911: s. 43

³⁹ 多くの場合、教師は民衆学校の教師であった。1909年のある調査によれば、技術日曜・夜間学校の全教師のうち約50%が民衆学校の教師であり、約25%が工業か手工業の従事者であった。その点に普通教育への偏りの原因があると Larsson

は述べている (L. Larsson(2008): s. 103)。また、1907年初等技術教育委員会では、生徒の3分の一人は就労していないという指摘もあった。

⁴⁰ A. Nilsson(2008). s. 17.

⁴¹ Ibid.

⁴² Underdåligt utlåtande och förslag till den lägre tekniska undervisningens ordnande, II, 1911: s. 43.

⁴³ Underdåligt betänkande och förslag angående den tekniska undervisningen I riket, 1874. s. 151. 例えばEskilstuna市の技術日曜・夜間学校では履修登録をした授業から理由なしに5回連続して欠席した場合に5クローナーの罰金が課された。

⁴⁴ Underdåligt utlåtande och förslag till den lägre tekniska undervisningens ordnande, II, 1911:s. 43-s. 44.

⁴⁵ Ibid. s. 38-s. 40. 予算案では1881年から「初等職業学校」と呼ばれた。

⁴⁶ L. Larsson(2001). *Industri- och hantverksutbildning under två sekel*. Föreningen för svensk utbildningshistoria: s. 93

⁴⁷ L. Nilsson (1981). s. 55

⁴⁸ Ibid. s. 55

⁴⁹ Underdåligt utlåtande och förslag till den lägre tekniska undervisningens ordnande, I, 1912:

⁵⁰ Underdåligt utlåtande och förslag till den lägre tekniska undervisningens ordnande, II, 1911: s. 71

⁵¹ A. Nilsson (2013). s. 22.

⁵² L. Nilsson(1981) s. 62.

⁵³ L. Nilsson, (1981): s. 63.

⁵⁴ Underdåligt utlåtande och förslag till den lägre tekniska undervisningens ordnande, I, 1912:s. 93

⁵⁵ L. Nilsson (1981). s. 60

⁵⁶ Olofsson(2005)

⁵⁷ L. Nilsson(1981); A. Nilsson(2013)

⁵⁸ Pettersson, L. (2013).

⁵⁹ Karlsson, Nilsson, & Nilsson 2018.

⁶⁰ Utlåtande 1895:Su9: s. 104-s. 105.

⁶¹ Proposition 1900:1-8: s. 318-s. 319

⁶² Proposition 1903

⁶³ Register över riksdagens protokoll 1903: s. 304.

⁶⁴ Proposition 1906:1-8: s. 372-s. 373.

⁶⁵ Motion1910: 157 ak s. 3.

⁶⁶ Hedman: s. 107-s. 114.

⁶⁷ Yrkesutbildningen, betankande av 1952 års yrkesutbildningssakkunnige:1952 s. 31.

⁶⁸ Ibid: s. 32,

⁶⁹ A. Nilsson(2014): s. 623.

⁷⁰ Ibid: s. 625.

- ⁷¹ Yrkesutbildningen, betankande av 1952 års yrkesutbildningssakkunnige(1954): s. 41.-s. 42
- ⁷² Schön, L. (2000). En modern svensk ekonomisk historia – Tillväxt och omvandling under två sekel. SNS förlag: s. 287-s. 304.
- ⁷³ 1918年の改革の際には義務制の導入は予定されていた徒弟法の制定を前提にしていた。実際には義務制を導入する地方自治体は少なかったが、Malmö市は1928年4月28日に義務制を導入した (Malmö stads skolor för yrkesundervisning 1930)。
- ⁷⁴ Proposition 1918:96: s. 57.
- ⁷⁵ Proposition 1918:96: s. 60.
- ⁷⁶ SFS 1921:706.
- ⁷⁷ 改定案には徒弟学校と職業学校の範囲を鉄道員や運転手などの職業分野にも拡大する提案があったが、予算委員会はそれらのことは別の施設で学ぶことができるという理由でその項目は除かれた (Utlåtande 1921:Su91)。
- ⁷⁸ A. Nilsson (2008), s. 22.
- ⁷⁹ Proposition 1921:1-8: s. 655.
- ⁸⁰ A. Nilsson (2013) s. 22.
- ⁸¹ Hedman (2001): s. 181.
- ⁸² Ibid. s. 182
- ⁸³ 教育学の観点からみた「勤勉手当」については例えば Broberg (Å. Broberg(2016). Verkstaden som skola eller skolan som verkstad: Om produktion som pedagogisk praktik i svensk yrkesutbildning. *Nordic Journal of Vocational Education and Training*, 6(2), s. 46-s. 65) の研究がある。
- ⁸⁴ L. Nilsson (1981). s. 88.
- ⁸⁵ Proposition 1921:1-8, s. 656,
- ⁸⁶ 世紀の転換点における徒弟制度については Hellstrand の論文を参照のこと (Hellstrand, S. (2018). Perceptions of the economics of apprenticeship in Sweden c. 1900. *Scandinavian Economic History Review*, p. 1-p. 19)
- ⁸⁷ ここで商業学校 (handelsskola) や家政学校 (hushållsskola) という学校が登場するが、徒弟学校や職業学校の他にもさまざまな学校が当時存在した。1937年には商業学校は14校、家政学校は8校あった (Hedman s. 94)。
- ⁸⁸ Skrivelse 1918:248: s. 6- s. 7
- ⁸⁹ 1944年から1964年までの間は、この職業教育部門は王立職業教育監督局 (Kungliga överstyrelsen för yrkesutbildning) という独立した機関として存在した。その間には労使中央組織の代表者も理事会に参加していた。労使中央組織の歴史的な合意であるサルトシェーバーデン協定をうけてこの機関が発足した。
- ⁹⁰ Larsson, L. (2001). s. 104.
- ⁹¹ 一時的、しかしながら予期された支出のための予算を指す。これらはたとえ内容が前年と同一内容であっても国会で毎年

- 決定されなければならない (Nordisk Familjebok, *Statsanslag*, 26, 1917: s. 1071.)。
- ⁹² 本予算 (ordinarie stat) とは、長期間にわたり必要とされる支出のための予算のことを指す。国会で特別に議題で問題として取り上げられない限り、更新される (Nordisk Familjebok, *Statsanslag*, 26, 1917: s. 1071.)。
- ⁹³ Nordisk Familjebok, *Statsanslag*, 26, 1917: s. 1072.
- ⁹⁴ Proposition 1921:1-8.
- ⁹⁵ Ibid.: s. 678-s. 679.
- ⁹⁶ Ibid.: s. 682-s. 684.
- ⁹⁷ Skrivelse 1921:8A: s. 168-9.
- ⁹⁸ Proposition 1924:1-8: s. 390. 補習学校の場合も徒弟学校と職業学校と同様に給与の引き上げを支援するために特別予算が存在した。1924年の予算案ではこの特別予算を二つとも削減することがその趣旨であった。
- ⁹⁹ Prop 1926:1-8: s. 600-s. 601.
- ¹⁰⁰ Motion 1926 80fk, s. 21-s. 22.
- ¹⁰¹ Ibid: s. 139.
- ¹⁰² Proposition 1927:1-8. s. 466-s. 467
- ¹⁰³ Skrivelse 1927:8A: s. 88. 動議者の提案は公立学校の補助金を955000クローナ、私立学校の補助金を695000クローナへの引き上げであった。
- ¹⁰⁴ Proposition 1928:1-8: s. 564-s. 570.
- ¹⁰⁵ Ibid: s. 567. ここには後述の「中央作業場学校」のような考え方が初めて登場している。この学校形態は1941年から設置されるようになるが、その考え方は1920年代末にすでに現れていた。
- ¹⁰⁶ Ibid: s. 579.
- ¹⁰⁷ Skrivelse 1928:159.
- ¹⁰⁸ Motion 1928:52fk:s. 6.
- ¹⁰⁹ Skrivelse 1928:274:s. 11.
- ¹¹⁰ Motion 1929:240
- ¹¹¹ Skrivelse 1929:8A: s. 94.
- ¹¹² 1938年の報告書によれば、1922年には失業者数は平均80000名であったのに対し、1933年にはその数は164000名であった。職業紹介所 (arbetsförmedlingen) によれば、1922年には100人の求人に対して296名の求職者が存在したが、1933年には100人の求人に対して685名の求職者が存在した (SOU 1938:21: s. 18)。
- ¹¹³ Proposition 1930:1-8: s. 591-s. 605.
- ¹¹⁴ Motion 1930:55fk: s. 16.
- ¹¹⁵ Skrivelse 1930:165.
- ¹¹⁶ Motion 1931: 140ak.
- ¹¹⁷ Ibid: s. 14,
- ¹¹⁸ Skrivelse 1931:8A: s. 93.
- ¹¹⁹ Ibid.
- ¹²⁰ Proposition 1932:1-8.
- ¹²¹ Proposition 1933:1-8: s. 530.

¹²² Motion 1933:330ak.

¹²³ Utlåtande 1933:Su8: s. 187.

¹²⁴ Skrivelse: 1933:8A.

¹²⁵ 社会福祉省は予算の第 5 編である。

¹²⁶ Skrivelse 1935:8: s. 61.

¹²⁷ 文部教会省は予算の第 8 編である。

¹²⁸ Proposition 1936:1-8: s. 470.

¹²⁹ Utlåtande 1936:Su14.

¹³⁰ Proposition 1936: p. 265.

¹³¹ Prop 1937:1-8: p. 444-5.

¹³² Ibid: s. 17.

¹³³ L. Nilsson(1981): s. 101.

¹³⁴ Verkstadsskoleutredningen, Betänkande med utredning och förslag angående centrala verkstadsskolor m.m. SOU 1938:26. 同委員会は 1937 年 5 月に設置され、構成メンバーは A. Thomson, Gerard de Geer, Johan Albert Persson, Hjalmar Svensson であった。

¹³⁵ L. Nilsson(1981): s. 103.-s. 104.

¹³⁶ Proposition 1941:1-8 s. 306

¹³⁷ L. Schön(2000): s. 363-s. 365.

¹³⁸ Proposition 1944:281.

¹³⁹ Ibid.: s. 112-s. 113.

¹⁴⁰ Ibid: s. 117.

¹⁴¹ Proposition 1944:281: 128 これに対して、1944 年には職業教育の諸学校への国庫補助金は約 6000000 クローナーに及んだ。すなわち、戦後経済計画での予算の約 25% である。

¹⁴² 計算にあたって用いた物価の指標は、1938 年は 165 であるのに対し、1944 年は 234 になっており、70% の上昇がみられた。

¹⁴³ Proposition 1945:1-8: s. 512.

¹⁴⁴ Utlåtande 1945: Su8: s. 176-187.

¹⁴⁵ Proposition 1952:1-8: s. 395-s. 396.

¹⁴⁶ Ibid.

¹⁴⁷ 1940 年代には職業教育システムの見直しの議論が出てくるが、同委員会はその検討のために、1952 年に設置された。委員長は Emil Näsström (学校委員会の職業教育小委員会長)、主要なメンバーは王立学校監督局の局長 Birger Arvas、学校監督局の代表者 Brita Stenholm がいた。動議を提出した Einar Forsell もメンバーの一人であった。その他に職業教育の専門家 (校長、技術者など) 42 名がそのメンバーに加わっていた。

¹⁴⁸ L. Nilsson(1981): s. 135.

¹⁴⁹ A. Nilsson(2013): s. 27.

¹⁵⁰ Yrkesutbildningen, betänkande av 1952 års yrkesutbildningssakkunniga, 1952: s. 10.

¹⁵¹ Ibid: s. 11.

¹⁵² Ibid: s. 13-4.

¹⁵³ L. Nilsson(1981): s. 136.

¹⁵⁴ Ibid.: s. 139.

¹⁵⁵ Ibid: s. 141.

¹⁵⁶ Ibid.

¹⁵⁷ A. Nilsson(2013): s. 29.